

太 監 事 第 32－1 号

平 成 26 年 11 月 11 日

太 子 町 長 北 川 嘉 明 様

太子町監査委員 水 野 賢 司

太子町監査委員 中 島 貞 次

定期監査結果報告書の提出について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査報告書

1. 監査期間 平成 26 年 10 月 17 日（金）から 10 月 31 日（金）まで

2. 監査場所 委員会室南・談話室・各施設

3. 監査月日と対象

月 日	所 属 名
10 月 17 日	太田小学校、太子東中学校、太田幼稚園、給食センター
10 月 20 日	町民課、斑鳩保育所、さわやか健康課、財政課
10 月 22 日	企画政策課、総務課、税務課、中央公民館
10 月 24 日	歴史資料館、図書館、体育館、文化会館、社会教育課、管理課
10 月 27 日	街づくり課、産業経済課
10 月 30 日	会計課、上下水道事業所、議会事務局
10 月 31 日	生活環境課、社会福祉課、子育て学習センター、児童館

4. 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

（1）収入事務

（2）支出事務

- ① 負担金、補助及び交付金の状況について
- ② 委託契約状況について
- ③ 財産及び備品の購入及び管理状況について
- ④ 工事及び修繕の状況について
- ⑤ 管理経費の状況について

5. 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について監査の結果、適正に執行されているものと認められた。

（1）収入事務

①徴収事務

町税及び税外収入の滞納額は年々増加し、滞納が町財政の圧迫要因となっていることを踏まえて、昨年度に引き続き各種過年度滞納分についての取組状況を聞き取り調査した。

支払困難者への分納誓約の推進、児童手当からの事前徴収などの方策を講じてはいるが、負担の公平性の見地からも、分納誓約の確実な履行、定期的な訪問徴収など滞納解消に向けた地道な取り組みが必要と思われる。

また、督促事務において一部不備が見受けられ、今後の改善を求めるとともに、不納欠損処理において関係法令を遵守して適切に処理されることを要望する。

②現金取扱い事務

公金の収支及び現金残高は毎月の例月出納検査で検証しており、各課に預けている
つり銭用の現金管理状況についても会計課で随時確認されている。

また、出先機関の使用料金等取扱い状況について確認したが、受け入れた使用料金
等は窓口で長期間保管せずに財務規則に準拠して速やかに入金処理されたい。

(2) 支出事務

①経常的経費について

アルバイト職員の賃金計算において、一部不備が見受けられた。関係法令に基づき
速やかに改善されたい。

②財産、備品について

備品管理については適正に処理されている。

③委託契約について

概算払いを伴う委託業務において、委託契約書及び支払方法に一部不備が見受けら
れた。財務規則に準拠して速やかに改善されたい。

④工事及び修繕について

工事や修繕の発注について特記するものは無いが、今後も引き続き透明性、公平性、
競争性の原則に則って取り組まれたい。

⑤負担金、補助金及び交付金について

各負担金、補助金については引き続き必要性、金額の妥当性について検証されたい。
各種団体に対する補助金交付事務において、未だに改善されていない団体がある。関
係法令に準拠して適正なる事務処理と余剰金の返還を行うよう速やかに取り組まれ
たい。